

# 令和6年度 予算

## 一般会計予算額 45億6,000万円

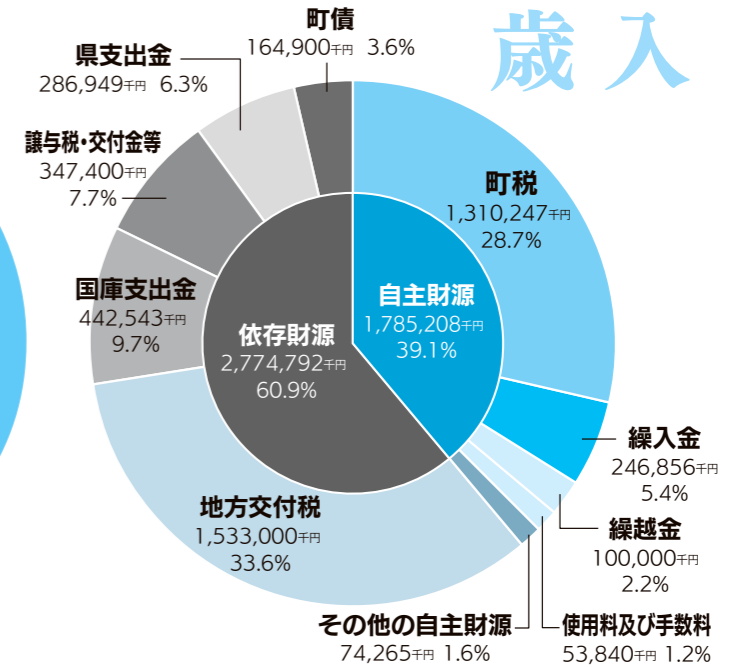
令和6年第一回定例議会が2月29日から開かれ、令和6年度の当初予算が可決されました。一般会計予算額は、45億6,000万円です。前年度と比較して2億8千万円、6.5%の増額となりました。一般会計を除く4つの特別会計の合計は、30億2,322万9千円となり、公営企業となる水道事業会計と農業集落排水事業会計の2つの公営企業会計の合計は、4億4,114万円となりました。なお、農業集落排水事業は、令和6年度から地方公営企業法の財務規定等を適用するた

### 一般会計歳入

町が単独で確保できる町税などの「自主財源」は、17億8,520万8千円となりました。前年度と比較すると28,855万8千円減少しています。また、地方交付税、国・県支出金、町債などの「依存財源」は、27億7,479万2千円となりました。地

め、公営企業として取り扱います。ここでは、一般会計を中心にその概要をお知らせします。

### 歳入



### 目的別歳出

(単位：千円)

会計名	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
特別会計				
公平委員会	287	287	0	0.0%
農業集落排水事業(法非適)	0	38,181	△ 38,181	皆減
国民健康保険	1,437,800	1,441,000	△ 3,200	△ 0.2%
介護保険事業	1,344,232	1,275,318	68,914	5.4%
後期高齢者医療	220,010	191,370	28,640	15.0%
計	3,002,329	2,946,156	56,173	1.9%
水道事業				
収益的収入	306,871	304,381	2,490	0.8%
収益的支出	297,978	304,221	△ 6,243	△ 2.1%
資本的収入	29,800	32,236	△ 2,436	△ 7.6%
資本的支出	83,309	103,501	△ 20,192	△ 19.5%
農業集落排水				
収益的収入	59,858	0	59,858	皆増
収益的支出	59,853	0	59,853	皆増
資本的収入	80	0	80	皆増
資本的支出	0	0	0	0.0%

※水道事業会計において、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額53,509千円は、過年度損益勘定留保資金で補てんします。

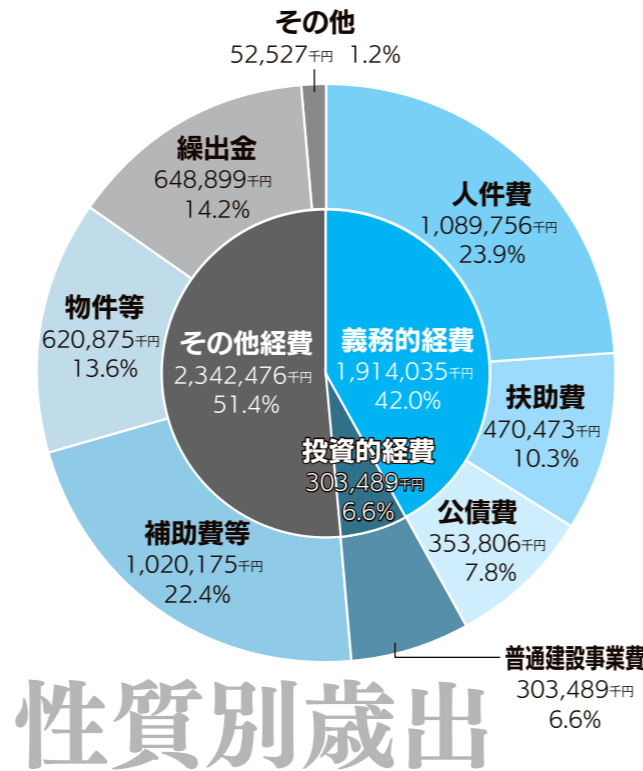
### 特別会計予算

### 一般会計歳出

方交付税、国庫支出金、町債の増等により、前年度と比較して3億8,855万8千円増加しています。歳入に占める割合は、自主財源が39.1%、依存財源が60.9%となっています。歳入に占める自主財源の割合が高いほど、町の自主性が高まり、財政も安定します。

たこと等によるものです。また、教育費については、6億4,422万4千円で、前年度と比較し、2億3,129万8千円、62.0%増加しました。これは、中央公民館・体育館の屋根外壁等の改修工事や、小中学校の給食費無償化等が増加したことによるものです。

このほか、予算額の多い順として、衛生費、土木費、公債費、消防費、農林水産業費、商工費、議会費となっています。性質別内訳を見ると、「義務的経費」である人件費、扶助費、公債費の合計額は、19億1,403万5千円となり、歳出全体のうち42.0%を占めました。普通建設事業費などの「投資的経費」は、3億3,489万9千円で、前年度と比較して、1億8,021万1千円増加となりました。歳出全体のうち、6.6%を占めています。町民一人当たりに使われる予算額は42万1,169円となっています。



### 性質別歳出

### 一人あたり

歳入に占める割合の最も大きい民生費は、15億8,314万1千円で、34.7%となりました。前年度と比較し、721.3万円、4.8%増加しました。主な要因は、保育園や幼稚園等に通う園児を対象とする給食費の無償化や、後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金等が増加したことによるものです。

次に、総務費は、6億6,346万7千円で、全体の14.5%を占め、前年度と比較して692万1千円、1.0%減少しました。これは、越生町議会議員選挙や埼玉県知事選挙が終了し

#### 財政用語の解説

**一般会計** 町の会計の中心となるもので、行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計です。

**特別会計** 特定の歳入・歳出を一般の歳入・歳出と区別して個別に処理するために設けられた会計です。

**自主財源** 町税、使用料及び手数料など、町が自主的に収入とすることが出来る財源を言います。

**依存財源** 地方交付税、国・県支出金、町債など、国や県などにより定められた額が交付されたり、割り当てられたりする収入を言います。

#### 目的別分類

支出の行政目的を基準として分類したもので、町の行政目的別の予算の比重を知ることが出来ます。

#### 性質別分類

支出の経済的性質を基準として分類したもので、財政の健全性や弾力性を考えることができます。

**義務的経費** 人件費、扶助費及び公債費などのように、支出が義務づけられ、任意に削減しにくい経費を言います。

**投資的経費** 普通建設事業費や災害復旧費のように、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費を言います。

町民1人あたりに使われる金額	<b>421,169円</b>	
議会費	6,529円	商工費 8,646円
総務費	61,279円	土木費 33,605円
民生費	146,222円	消防費 27,657円
衛生費	33,801円	教育費 55,826円
労働費	8円	公債費 32,678円
農林水産業費	14,269円	その他 649円

町民1人あたりの町税	<b>121,017円</b>	
町民税	53,359円 (44.1%)	
固定資産税	58,839円 (48.6%)	
軽自動車税	3,888円 (3.2%)	
町たばこ税	4,710円 (3.9%)	
入湯税	221円 (0.2%)	